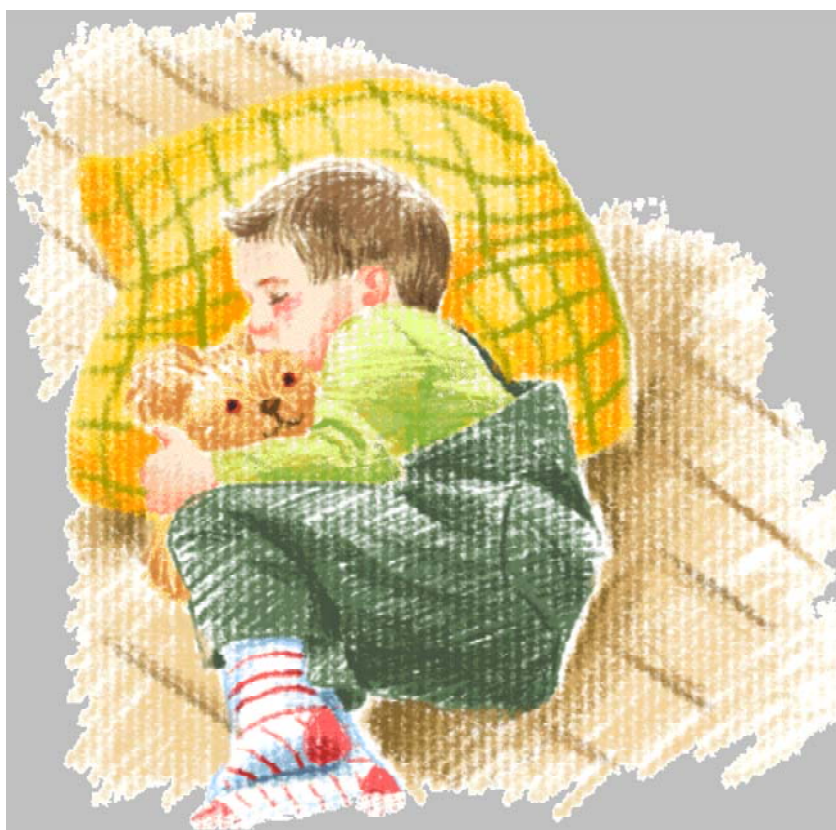


# 今後の特別支援教育と 寄宿舎指導



子どもを分かるとは

子どもを分かるとは、  
できるで分かるで分かる  
分けるで分かるで分かる  
分けるで分かるで分かる  
分けるで分かるで分かる

淑徳大学 宇佐川 浩

総合教育センター  
特別支援教育室

## I はじめに

(略)

## II 新しい障害観・・・「障害」・「能力」観の新しい潮流

1990年頃から、障害をめぐる動きが新しい方向をめざすようになりました。

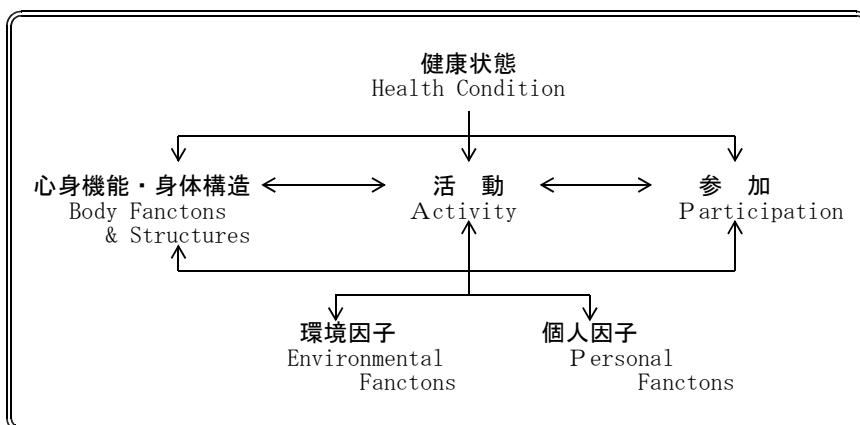
障害のある人々と彼らを取り巻く人々の意識変革の結果からか、医療をめぐる質的变化による影響からか、おそらく多くの社会因子が重なり合った結果、それまでの障害指向型での分類を環境の中に個人も障害も位置づける分類になり、2001年5月22日、スイスのジュネーブで開かれた第54回世界保健機関総会（WHO）において、「国際生活機能分類（ICF）」が満場一致で採択されました。

その最も大きな特徴は、単に心身機能の障害による生活機能の障害を分類するという考え方でなく、活動や社会参加、特に環境因子というところに大きく光をあてていこうとする点です。

例えば、同じレベルの機能障害があったとしても、段差のない道路や駅のエレベーターなどが整備されているバリアフリーの環境で生活すれば、そうした整備が遅れている環境で生活することと較べて、格段に活動や参加のレベルが向上することになります。

つまり、これまで障害をICIDHではマイナス面を分類するという考え方があったのに対し、ICFは、プラス面からみる、いわゆる「すべての人間が何らかの障害をもっている」という視点から、上図のように健康状態が様々な要因（環境因子、個人因子）により「機能障害」「活動制限」「参加制約」を引き起こし、阻害されるという、障害の概念が疾患だけでなく妊娠、高齢、ストレスなどの健康状態に拡大されました。

これらの考え方は、障害の問題を中立的・肯定的な側面と、解決を要する側面の両方から見ようとするものであり、障害観あるいは人間観に大きな変更が図られました。



[ I C F 2001年版の障害モデル ]

## III 「21世紀の特殊教育の在り方について」（最終報告） 平成13年1月15日

21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議

第1章 今後の特殊教育の在り方についての基本的な考え方

第2章 就学指導の在り方の改善について

第3章 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応について

第4章 特殊教育の改善・充実のための条件整備について

3 特殊教育を推進するための条件整備について

- (1) 一略一 盲・聾・養護学校の寄宿舎は、入舎した障害のある児童生徒等が毎日の生活を営みながら、生活リズムをつくるなど生活基盤を整え、自立し社会参加する力を培う重要な場であり、老朽化した施設・設備の改善を図るとともに、情報機器の整備等やバリアフリーの推進などを行い、居住環境の向上に十分配慮する必要がある。一略一

\* 文部科学省においても、寄宿舎という場所は、障害を有する子どもたちにとって非常に重要な教育的役割を果たしていることを指摘しています。

## IV 特殊教育と特別支援教育

### 1 用語の変遷

精神薄弱 → 知的障害  
 障害をもつ → 障害のある、障害を有する  
 しかし  
 特殊教育 ≠ 特別支援教育

\*ノーマライゼーション  
 \*インクルージョン  
 \*プロップ・ステーション  
 \*チャレンジド

### 2 特殊教育 ≠ 特別支援教育

これまで行われていた「特殊教育」の対象となるのは、ダウン症や自閉症、あるいは脳性まひや視覚障害、聴覚障害、知的障害などの子どもたちでした。義務教育段階において、その占める割合は約1.5%（H14：16万人）であり、主に、盲・聾・養護学校や小・中学校の特殊学級で学んでいます。

しかし、学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）等のある子どもたち（通常の学級の在籍者の約6.3%：70万人）に対する支援の必要性が明らかになるにつれ、状況は変化し始め、「障害の程度に応じた特別の場で指導を行う“特殊教育”から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援<sup>\*1</sup>を行う“特別支援教育”への転換を図る」ことが報告<sup>\*2</sup>されました。

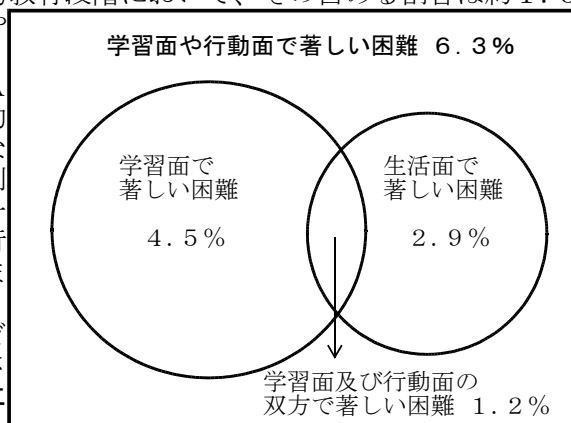
つまり、通常の学級で学ぶLD等軽度発達障害の子どもに対しても「特別支援教育」という範疇で捉え充実させていこうという教育理念の大きな変更であり、「能力に応じた教育」から「ニーズに応じた教育」への転換です。

\*1について

単に教育とはせず、教育的支援としているのは、障害のある児童生徒については、教育機関のみならず、福祉、医療、労働等の様々な関係機関との連携・協力が必要であるからです。

\*2について

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」平成15年3月 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議



### 3 「今後の特別支援教育の在り方について」（最終報告）平成15年3月28日

特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議

文部科学省では、平成13年10月に「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」を設置し、次の点を中心に検討を行いました。

- 近年の児童生徒の障害の重度・重複化に対応するため、障害種別の枠を越えた盲・聾・養護学校の在り方
- 学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など小・中学校に在籍する児童生徒への対応

そして、平成15年3月に「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」が取りまとめられ、本報告書においては、柔軟で弾力的な制度の再構築、教員の専門性の向上と関係者・機関の連携による質の高い教育のためのシステム作りをめざして主に次の提言がなされました。

- 1 障害のある幼児児童生徒一人一人について個別の教育支援計画を作成すること
- 2 盲・聾・養護学校はもとより小・中学校に特別支援教育コーディネーター（仮称）を置くこと
- 3 行政部局間の連携のための広域特別支援連携協議会（仮称）を都道府県に設置すること
- 4 地域における障害のある子どもの教育のセンター的な役割を果たす学校としての盲・聾・養護学校を特別支援学校（仮称）に転換すること。
- 5 小・中学校における特殊学級や通級の指導の制度を、通常の学級に在籍した上で必要な時間のみ「特別支援教室（仮称）」の場で特別の指導を受けることを可能とする制度に一本化すること

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/018/toushin/030301.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/018/toushin/030301.htm)

#### 4 軽度発達障害をめぐる動向

(略)

##### (2) 個別の教育支援計画について

(略)

#### 5 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」の審議状況

中央教育審議会特別支援教育特別委員会

- ①盲・聾・養護学校制度の見直し
- ②小・中学校における制度的見直し
- ③教員免許制度の見直し
- ④関連する諸課題について

## V 寄宿舎指導の充実

学校教育法第73条の3

- 寄宿舎を設ける盲学校、聾学校及び養護学校には、寄宿舎指導員を置かなければならない。
- ②寄宿舎指導員は、寄宿舎における児童、生徒又は幼児の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

#### 1 寄宿舎の意義

(略)

#### 2 寄宿舎の機能

(略)

#### 3 寄宿舎指導を充実させるための主要な課題

(略)

## VI 評価

#### 1 指導と評価の一体化

指導と評価は、「車の両輪」「表裏一体」と言われることから明らかなように、評価は指導に生かせる評価でなければなりません。平成12年12月、教育課程審議会は「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方」の中で「学校の教育活動は、計画、実践、評価という一連の活動が繰り返されながら展開するものであり、指導と評価の一体化を図るとともに、学習指導の過程における評価の工夫を進めることが重要である」とし、指導と評価の一体化を強調しています。

この答申を受け、山下（2001）は、「キーワード的に示せば、従来の学力観や評価方法に加えて「生きる力の観点をふまえた評価」と「目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）」の重視ということになる」と述べています。

したがって、評価は、教育課程の実施状況を明らかにしたり、教育課程の編成や指導計画の作成、指導内容・方法の改善等、教育活動を充実させるとともに、児童生徒一人一人がよさや可能性を發揮し、豊かな自己実現を図るために行う必要があります。

また、前述の答申の中で、評価の改善について「一人一人の障害の状態等を十分把握した上で、それぞれに応じた指導目標の設定、指導内容・方法の工夫を進め、児童生徒が持てる力を發揮して学習活動に取り組む状況などをきめ細かく評価し、指導に生かすことが重要である。また自立し社会参加する力を培うためには、障害の状態や学習状況に関する情報が指導にかかわる教員間で共有され、組織的・継続的に指導が行われる必要がある。一中略一引き継ぎ、一貫した指導が行われるようにすることが大切である」と述べており、分析的・客観的に評価するための工夫を行うことが重要であると考えます。

#### 2 指導に生かす評価・・・指導者にとっての評価

評価することの意義の一つは、目標に照らして児童生徒の学習状況を把握し、児童生徒をよりよく導

き自己実現が図られるように援助するという指導者本来の役割を遂行するものであり、もう一つは教育の専門家として自身の指導の反省と改善のために行うものです。評価は児童生徒を対象として行われますが、実はその結果は教師自身に帰するものであり、自分自身の指導の評価にほかならないと思います。

今回の改訂では、目標に準拠した評価（絶対評価）を一層重視していることもあり、指導している子どもの多くについて低い評価しかできない状況が出現すれば、それは、指導者が子どもの実態に即した指導の工夫を適切に行わなかったと捉えることもできます。したがって、これからの学校（寄宿舎を含む）・指導者は今まで以上に評価活動を適切かつ丁寧に行い、自身の実践を振り返りと改善に生かし、資質の向上に努めることが大切です。

## VII おわりに

人は障害の程度等にかかわらず、人生を全うする権利があり、私たちはその権利を擁護する義務があります。

- ・当たり前なこととして、何の抵抗もなく受け入れること
  - ・大切にすると差別しないこと
- 一人一人がその子なりに成長・発達していくことを確信し、成長・発達に適した教育的サービスを提供し続け、この活動に喜びを感じ続けることです。

「愛は方法を生む 方法は必ずしも 愛を生まない」 (石川 智康)

## 《引用・参考文献》

- 1 寺田晃, 佐藤怜 監修  
「障害児の心理」 中央法規
- 2 月刊「教育と医学」 1998. 10月号 (第46巻10号 通巻544号)  
慶應義塾大学出版会
- 3 山口薫・金子健 共著  
「改訂 特殊教育の展望—障害児教育から特別支援教育へ—」 日本文化科学社

### \*参考URL

- 文部科学省「21世紀の特殊教育に在り方について」(最終報告)  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/index.htm)
- 文部科学省「今後の特別支援教育の在り方について」(最終報告)  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/index.htm)
- 岩手県教育委員会事務局学校教育課「岩手県におけるこれからの特別支援教育の在り方」(最終報告)  
<http://www2.iwate-ed.jp/sed/saisyu-arikata/index.html>
- 京都府立与謝の海養護学校  
<http://www1.kyoto-be.ne.jp/yosanoumi-s/>
- 楽しい放課後 みんなの寄宿舎  
<http://www.eonet.ne.jp/~donmai/>